

令和6年度 学習文化施設開放手続きの電子化について(学校独自)

手続き	主体	原則			備考
		電子化	紙のまま	併用	
団体登録申請	団体			○	継続登録団体のみメール申請可。新規は面談必須。
各月利用申請	団体			○	電子申請システムに限らずメール提出可とする
各月利用許可証	学校			○	可能な限りメール送信
利用日誌	団体			○	利用しなかった日についてのみメール可とする
照明料納付書	学校		○		